

カルト問題と公共性

- 脱会カウンセリングをめぐる諸問題
- 宗教社会学の議論
- 法的問題
- 社会復帰と制度
- 脱会カウンセリングをめぐり提訴された裁判
- 神戸事件
- 広島事件
- 東京事件

入信の理由・脱会の理由

- 回心の社会学
- 剥奪説
- 宗教的求道者説
- 洗脳、教化説
- 相互作用説
- 漸次的入信説：ロフランド・スタークモデル
- 脱会の社会学
- 脱会(自律/強制)
- 脱会者の心理
- 脱会カウンセラー
- 脱会者の証言と法廷での証拠能力

介入行為の判断基準

- 強制脱会、ディプログラミング批判
 - 誰が(家族/専門家)
 - いかに(同意/非同意)
 - どの集団(社会問題性の程度)
 - 対象者の属性(年齢/精神・健康状態)
 - 争点としてのマインド・コントロール説
- 自律的行為であれば
改宗行為は不法行為
- 詐欺、威迫等による教化結果であれば救済

社会復帰のために

- 同意型カウンセリング
- 情報提供
- 自律的判断の環境整備
- 不安の除去
- リハビリへの導入
- 社会的正当性の確保
- 権利回復(人権、財産)
- 問題の告発(未だ法的対処の対象になっていない事柄へ)
- 公共性の確立へ

教団側の正統性回復

- 脱会カウンセリングは、信者の人権無視、違法行為
- 信教の自由、布教の自由
- 司法判断の難しさ
- 合祀訴訟や忠魂碑訴訟(個人対国家)
- 違法伝道訴訟と強制脱会訴訟(教団と個人/牧師等)

神戸事件

- 2001/3/30 地裁判決 30万損害賠償、10万弁護士費用
- 理由 1)意志に反した拘束、意図的
- 2)自力救済論を不採用
- 3)「エホバの証人」を評価せず
- 2002/8/7 大阪高裁 原審を支持

広島事件

- 2002/2/22 広島高裁 15万損害賠償 弁護士費用(原審:鳥取地裁 40万損害賠償)
- 理由 1)拘束、意志に反して、比較的長期
- 2)自力救済は認めず
- 3)原審より賠償金額が軽い 考慮

東京事件

- 2002/3/8 東京地裁 1400万の請求を棄却
- 理由 1)家族の話し合い
- 2)牧師の教唆・暴力行為なし
- 2002/12/26 東京高裁 控訴棄却

『創』誌上において連載された「強制改宗」批判

- 2000年3月から8月 室生忠「知られざる『強制改宗』をめぐる攻防」
- 1)脱会カウンセリングをめぐる訴訟を原告側から取材したルポ
- 2)脱会カウンセリングの系譜の説明、及び浅見定雄批判、
- 3)マインド・コントロール論批判、
- 4)米国の『国際人権報告』紹介、
- 5)脱会カウンセリングの後遺症、
- 6)ディプログラミングを許容する社会体質批判

浅見定雄による名誉毀損裁判

- 2000年6月に室生忠と『創』発行者の篠田博之に対して600万円の損害賠償請求
- 「月刊誌『創』2004年4月号に掲載された、室生忠執筆の「知られざる『強制改宗』をめぐる攻防 - 強制説得の担い手たち」と題する記事には、浅見定雄氏について、同氏が『強制説得』を行う全国組織のまとめ役であり、また、自ら『強制説得』を行い、又は指導、推奨し、統一協会信者を脱会させるために精神病院に『強制収容』する事件に荷担したことがあるかのような記述がありました。これらはいずれも事実と反し、同氏の名誉を毀損するものでしたので、ここに深く謝罪し、右記述を撤回させていただきます。室生忠」

『週間金曜日』論争

- 浅見344号2000/12/15「統一教会と癒着するジャーナリスト」
- 室生は、脱会カウンセリングの裁判において、統一教会信者側の公判資料を用いた。
- 浅見本人はもとより当該家族への取材はなされていない。
- 室生は統一協会系のシンポジウムの講師等を務めたことがあると認めており、裁判傍聴の際も統一協会側から車の便宜を受けている事実を指摘した。室生のジャーナリストとしてのモラルを問う

- 室生347号2001/1/19「名誉を毀損されたのは私の方だ」
- 浅見が「強制棄教・改宗」の事実を認めないことが最大の問題である
- 「浅見氏は私が統一教会が関係しているシンポジウムで講演したことをもって、統一教会と『癒着』していると名誉毀損の記述を行って恥じるところがない。私はどのような集会から講演を依頼されても(反統一教会の集会も)、自由な発言が保障される限り、できるだけ応じている。これがなぜ『癒着』なのか。また、取材にあたっては、被取材者の要求で車に乗らなければならないケースもある。このどこが『癒着』か」

脱会後のPTSDとその評価

- 『現代』(2004/11) 米本和広「書かれざる『宗教監禁』の恐怖と悲劇」
 - 1) 拉致監禁に対して警察と司法が甘い
 - 2) 「拉致監禁による脱会説得は、正統派(クリスチャン)対異端派という『宗教戦争』の色彩
 - 3) 「説得」の論拠となるマインド・コントロール論の限界が明白、
 - 4) 拉致監禁が原因でPTSDになったという精神科医の所見から脱会カウンセリングを批判

介入行為と公共性

- 非同意、非正当な目的・手段・結果
- 宗教団体/個人を問わず、不法行為は成立

- 社会制度・思潮の変化に対応した司法
- 例：DV、クローン技術、
- 例：専門家の支援：パートナーリズムから同意型
へ

- 社会的事件、クレーム行為により社会は動く

脱会カウンセリングの今後の展望

- 1 カウンセリングの倫理条項：インフォームド・コンセント
- 2 第1段階：家族の精神的サポート；第2段階：家族の話し合いの支援；第3段階：脱会した信者の心理的サポート
- 3 脱会後の元信者のサポート（アイデンティティの喪失、自尊感情の低下、罪悪感の増大、精神的不安を乗り越えて、社会に再適応し、新しい自己を構築）